

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	令和2年度第2回近江八幡市青少年問題協議会		
開催日時	令和3年3月1日（月） 9：30から11：00まで		
開催場所	近江八幡市総合福祉センターひまわり館 ホール		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎市長 小西 理 近江八幡警察署生活安全課 近江八幡・竜王少年センター 近江八幡市青少年育成市民会議 近江八幡市社会教育委員 近江八幡市少年補導委員会 近江八幡市社会福祉協議会 近江八幡保護区保護司会 近江八幡市PTA連合会 近江八幡市まちづくり協議会連絡会 近江八幡市教育委員会事務局 近江八幡市子ども健康部 近江八幡市中学校長会 近江八幡市小学校長会 近江八幡市教育委員会事務局学校教育課 事務局 教育委員会事務局生涯学習課	○教育長 日岡 昇 課長 中村 孝弘 所長 山本 清八郎 会長 柳生 強 委員長 大橋 松行 会長 飯村 悟 会長 畠本 深照 会長 中江 義一 代表 阿加井 裕之 代表 小川 ゆかり 部長 西川 仁司 部長 青木 勝治 代表 奥田 直 代表 村井 孝一郎 指導主事 野阪 健太郎 課長 東 繁 参事 北居 伸顕 課長補佐 白寄 治 副主幹 中川 八代井 指導主事 岡本 賢治	
次回開催予定日	令和3年9月		
問い合わせ先	所属名、担当者名 教育委員会事務局生涯学習課 課長 東 繁 電話番号 36-5533 メールアドレス 045000@city.omihachiman.lg.jp		
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	個人が特定できる発言・資料があることから会議録を要約した。
内容	令和2年度9月から2月における青少年に関わる問題の実態や課題等についての情報を共有した。		

担当課⇒総務課

事務局

「令和2年度近江八幡市第2回青少年問題協議会」の会議開催にあたり、議事録作成のため、音声および写真の記録を取ることにについてご了承願います。
市長より、委嘱状を授与いたします。
資料の確認を行います。

会長

〈会長挨拶〉

事務局

〈会議成立報告〉

委員総数17名の内、出席者15名で、委任状の提出者が1名です。委員総数の過半数を超えていますので会議が成立することを報告します。本会議は公開とします。本日は資料説明の補助者として、教育委員会事務局学校教育課指導主事が参加することを報告します。

議長

〈開会宣言〉

近江八幡市青少年問題協議会条例の第4条により、副会長を置きます。
議長一任により、事務局案で日岡教育長に引き続きお願いします。

議長

令和2年度後期の青少年に関わる問題の実態について、各機関・団体から報告をお願いします。

委員

少年の非行の現状について、令和2年の県内での窃盗などの犯罪に及んだいわゆる非行少年として検挙された人数は38名と前年に比べて2名減少しています。同時期、深夜徘徊・喫煙などの不良行為で補導された人数は1805人で前年比121人減少しています。当署管内においては資料1の通り、非行少年としての検挙人員は45名となります。昨年比11名の増加となっています。不良行為で補導された人員は146人で昨年比15人の増加になっています。県内の傾向とちがい管内では若干増えているという状況です。補導の件数が増加しているのは警察官が少年に積極的に声をかけるなどの各種補導活動を行った結果と考えられます。昨年県下で検挙された少年の大半は窃盗犯が半数を占めています。当署管内では検挙はありませんが、大麻による検挙が10名と前年に比べて5名増加しており、件数としては過去最大となっています。

学識別の大半につきましては少年が全体の35%、高校生が26%を占めているのが現状です。補導された少年の行為別については深夜徘徊、喫煙が全体の8割以上を占めています。学識別にみれば高校生が全体の29%、続いて有職少年、中学生の順となっています。そして県下でもスマートフォンを利用した淫行・児童ポルノ事件が増加傾向にあります。警察としましては今後よりいっそう青少年の健全育成に鋭意取り組んでいく所存です。皆様の変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

委員

資料2に、一月末までの少年センターの活動を表しています。前回にだいたいの様子は報告させていただきました。特徴的な点として、相談活動は1月末の段階で344件です。去年は277件だったので増加しています。ただこれは新型コロナウイルスの感染拡大による休校等が要因として関連しているかどうかはわかりませんが、子どもたちの状況の変化の中で不登校等の相談が増えたのかと考えています。

少年センターとして生活安全課、近江八幡市・竜王町との協力をいただいで市内の刃物取扱店をまわり、協力依頼をした結果3分の2の店がケースに入れた状態、または写真での販売に切り替えていただきました。引き続き毎年協力依頼をしていこうと思います。

薬物乱用防止活動としては各学校にお任せした面はありますが、補導員さんの方で薬物乱用防止教室を各小学校で担当していただいています。今年度、このような状況の中3校で実施できました。

少年センターの活動の中で最近特に力を入れているのは高校生との連携事業です。市内の4校に順番にお願いしているのですが、今年は八幡工業の1年生181名に薬物乱用防止の啓発標語作成をお願いしたところ資料にあります通り良い標語ができました。毎年啓発物品として街頭で配布していたのですが、それはとりやめて市内の高校一年生に配布しました。

広報啓発活動として保幼小の子どもを対象に「誘拐防止」と「万引き防止」の人形劇をおこなっています。感染対策を取りながら市内の3園5回の上演をしてさせていただきました。

少年センターでは無職少年対策指導担当をおいています。この担当を中心に無職の少年の把握に努めています。7月には無職少年対策連絡会議を開催いたしました。ここにおられる委員の皆様にも大勢出席いただきまして、様々な意見を賜りました。現在くあすくHAR>にて無職少年の立ち直り支援活動をおこなっています。現在関わっているのは、高校をどちらかという不登校で中退した者、中学時から不登校で現在に至る者、というケースです。その中で単位制高校に入学し、現在も通っている者もいるので定着するよう支援を行っています。通所が基本ですが、家庭訪問も続けていく方針です。このあたりが青少年の状況の変化といえるもので、これに対する我々の活動も変わっていかざるを得ないと考えています。この他にも現在は高校を休学していますが、ほぼ無職といえる者がおり、違う高校への進路変更か就労に向けての支援をしております。そんな中でくあすくHAR>で立ち直り支援活動をさせていただいたのは延べでいいますと260回となります。

立ち直り支援を目的にくあすくHAR>が平成18年に立ち上がりました。そんな中で我々が関わっている少年たちは非行型が減少していくとともに不登校傾向や引きこもり傾向が増えてきています。無職少年は高校をドロップアウトしたというよりは不登校傾向で高校中退した、あるいは進路が未定のまま義務教育を終えたという者が増えていきます。もちろん問題行動によって我々のところにつながる子どもたちというのは学校やいろんな関係機関とともに近江八幡警察署の生活安全課を通じています。しかしやんちゃ坊主と言うよりは適応できずに少年センターにつながる子が増えているのが現状です。われわれはセンターの職員の資質の向上を図りつついいいに子どもたちを見ていく、アセスメントをしていくと言うことを心がけていますが、単独で我々が支援することが本当に難しくなり、関係機関との連携が重要になっています。少年センターの支援は20歳までが対象です。ところがなかなか仕事に行けない、家から出られないという者に対しては「どこまで支援をしていったらいいのか」ということを悩みながら支援をしています。

昨今の今頃の時期のこの会議で私の前任の所長から子ども・若者支援推進法の設置について言及させていただきました。生涯学習課の方が中心になって協議会の立ち上げを進めているという話を聞いています。私個人として思うのは、我々が連携をする機関として18歳まででしたから子ども家庭相談室です。ケースの多くに虐待が見える場合があるからです。あるいは障がい福祉課です。あるいは援護課です。これらはいわゆる市長部局です。いわゆる子ども・若者支援育成法では対象年齢は学齢期の子供から39歳までということになっています。義務教育までは近江八幡市はいろんな形で充実していると思います。問題は義務教育を終えてから39歳まで切れ目のない支援を入れていこうということになれば、私は正直これは生涯学習課ではないなと思っています。子ども健康部、福祉保険部あたりが中心になって立ち上げていくべきものではないかなと。その方がスムーズにいくのではないかなと。その中で少年センターも必要であれば変わっていかねばならないと考えています。

委員

児童虐待に関する相談につきましては子ども支援課の課内室である子ども家庭相談室で対応しています。要保護登録ケースとは、児童虐待で登録管理しているケース、虐待初期対応を行ったケースで令和2年12月末現在256件、要支援登録ケースとは、児童虐待は確認されていないが虐待の疑いが高いものや虐待が終結に向かい始めているとして管理しているケースで71件です。その他の相談が152件でそれは単発の相談件数です。

要保護ケースの内訳といたしましては近江八幡市の場合は身体的虐待が140件と多いことが特徴です。次にネグレクト66件、心理的虐待50件という形になっております。統計上は主たる虐待を計上していますが、複数の虐待種別で登録しているケースも93件あります。

添付資料の方で家庭児童相談実績を詳しく挙げさせてもらっています。昨年2月末から新型コロナウイルスの感染拡大が原因で学校が休校となっていたりしたことから虐待が潜在化しているのではないかと話もありました。担当につながっているケース数は大きな変化がないという事ですが、引き続き関係機関ときめ細かな連絡を取り合いながら取り組んでもらいたいと認識しています。資料に年齢構成別の人数が挙がっています。小学3年生以下の占める割合が高くなっており、とりわけ3歳～小学3年生の占める割合が高いことがわかります。相談受付経路の内訳ですが、子どもの所属先からの通報が増えています。小中高の割合が相談件数としては増えています。県においては警察からの相談が占める割合が高くなっています。

主たる虐待者としては実母が最も多く次に実父という形になっています。実母については子どもいる時間が長いということで、保護者を孤立させない、特にお母さんを孤立させないという取組が重要だと考えています。実父に関しては身体的虐待がどうしても多くなる傾向にあります。要保護ケースの家族形態は両親と子、ひとり親

が8割を占めています。

先ほど少年センターの方からもありましたが、発達支援課の方で発達検査、発達相談を就学前から学齢期にかけておこない、児童福祉法の範疇で18歳までについて支援をさせてもらっています。自尊感情、自己肯定感というものがしっかり保てないと負のスパイラルに陥ります。スモールステップを踏みながら少しずつ自尊感情を高めていく取組の中で最後の出口として就労にいかにつなげていくか、ということで取組をさせてもらっています。義務教育期間では市教委との連携をとっていますが、その後、途中でリタイアされた場合とかそのあと18歳を超えた中で就労をする中で混乱を極めて相談されるケースもあります。発達特性のある方については、そういう形にどうしてもなってきます。そこで社会全体で早期からの発見、早期からの支援、負のスパイラルを起こさせない取組が大事と講演してもらった京都少年鑑別所の精神科医の定本ゆきこさんからも聞いているので、そのことを肝に銘じながら引き続き支援を続けていきたいと思っています。

来年度、新たな事業に取り組みさせていただきます。1つはひとり親家庭の対策といたしまして、養育費の履行確保支援事業ということで、来年度からおこないます。実際に養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業や、養育費の保証促進補助金事業を新たに取り組みることにより、ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長につながるという効果を期待します。もう一つは子ども支援課のなかの子ども家庭相談室におきまして子どもたちがいじめや虐待等の様々な暴力から自分を守る人権教育プログラム(CAP)をモデル事業として始める予定です。そして健康推進課で多胎妊婦が増えている現状に対応して養育負担の軽減を図り虐待リスクを下げるため、ホームヘルパーを派遣して育児や家事支援するなどの取組を新たに進めていきたいと考えています。

説明補助者

(説明補足)

資料より、令和2年9月から1月まで、各校から報告を受けた件数を表に挙げています。

暴力行為について小学校で21件、中学校で6件の報告を受けました。同一の児童生徒が加害を繰り返すケースも報告されました。被害児童生徒及び保護者へのケアはもちろんのこと、加害児童生徒の行為の背景にあるものをアセスメントし、学校とSC、SSWと連携して行動改善に向けた取組をしています。これまで単にケンカとしてとらえていたものもしっかりと精査していただき、子どもの被害性に重点をおいて暴力行為としてのとらえなおしをするとともにいじめの要因がないかどうか視野に入れて対応に当たることを各校には指示しています。

次にいじめについてです。いじめの定義については前回の協議会でも確認させていただきましたが、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校にいるなど、一定の人的関係があるほかの児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、これによって児童生徒が心身の苦痛を感じているものをさす、と示されています。報告されている通り、小学校では71件、中学校では24件のいじめの報告を受けています。いじめ発見・認知のきっかけについては保護者からの訴え、本人からの訴えが上位にあり、教職員の発見がそれに続きます。インターネット上でトラブルが発生・拡大し、いじめにつながるケースがあります。インターネット上のトラブルは学校が把握しにくいいため、埋もれたままのいじめ事案があると考え、より一層日々の児童生徒観察のアンテナを研ぎ澄ましていく必要があります。いじめの事前防止につながるよう各校では学校生活でのアンケート等を実施したり、教育相談を行ったりするよう指示しています。いじめは初期段階のものも含めて積極的に認知し、一つ一つの事案が、深刻化せずに改善に向かうよう早期支援、対応に結び付けていきたいと考えています。

不登校につきましては小中学校ともに国・県よりも在籍率が高い状態が続いています。いったん不登校になるとなかなかその状況から抜け出せなくなることも考えられ、児童生徒理解をより一層深め、不登校の兆候が見られる児童生徒に対してできるだけ早期に支援ができるよう、全学校での取組を進めています。

本市では教育研究所が主催する不登校対策支援チーム会議にて共通実践を提案している不登校予兆シートなどを活用して不登校の予防、早期対応に向けての取組を通して、不登校の減少を目指しています。

児童虐待についてです。これまで長期休業中など学校の把握しにくい状況下での発生をいかになくすかということが課題でした。関係機関との連携なくして対応することは難しく、特定の教員が抱え込まないことや、悩みを抱える児童生徒がSOSを出せるような指導を心掛ける必要があります。

以上、暴力行為、いじめ、不登校、児童虐待とそれぞれに事案について説明させていただきましたが、いずれのことにつきましても生徒指導や教育相談等の学校組織とSCやSSW、また警察や福祉部局等の関係機関との連携を図らなければ児童生徒への効果的な支援・指導につながらないので組織で対応する取組を進めております。

議長

ご質問、ご意見等ありましたら、委員の皆さんよろしくお願ひします

委員

資料1の1ページ目の表に、近江八幡市内ではないが「未就学児」という欄があるが、この欄があるということは県内、または全国的に未就学児による犯罪というものがあるのでしょうか。

委員

未就学児によるものは把握していません。表の改善をさせていただきます。

委員

子ども・若者支援地域協議会については、市長のほうから「生涯学習課で取り組むように」という昨年の話でしたが、進捗状況をお聞かせ願えますか。

事務局

今年度生涯学習課の方で進めていくということですが、現在県内では協議会を立ち上げている市は4つあります。大津市と彦根市、米原市、高島市です。今年度は厳しい状況の中、なんとか都合をつけていただきまして生涯学習課の方で4市の担当のところに寄せていただき、情報収集させていただきました。また「子ども若者」にかかる研修会を計画しておりましたが状況の悪化に伴い、開催を取りやめた経緯があります。庁内での連携を計画していたのですが、現在のところ取組ができておりません。今後、早期に庁内の関係課でまず集まり、関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

委員

この話が出たのは令和2年の2月17日のことです。まるまる1年を過ぎている状況です。われわれはあて職でここにきているので任期ももうすぐなくなるかと思いますが、ここで話し合った中身とは確実に一歩でも二歩でも前へ進んでいないとだめではないかなということを思って意見をさせていただきました。

委員

教育委員会の方に2つ質問をさせていただきます。1つは暴力行為のところをそれを引き起こす要因と言うものを差し支えなければ教えていただきたいと思っております。もう1点は不登校についてですが、共通する大きな要因を教えてください。

説明補助者

学校より報告を受けています内容について精査したところ対教師暴力のきっかけの1つとして、何らかの学校生活の行動について教師から指導を受けたことに対して、腹を立てて手が出たり、物を投げたりということが多かったと思っております。指導についてきちんと受け止めきれず、モヤモヤとして心の整理のつかないところをそのまま暴力で表したということです。その後の指導でどの行動がまずかったのか自省をさせていく中で、やはり1つずついいねいに話し込むことで、自らの行動の過ちについて自覚できたというような指導の報告を受けています。生徒間暴力についてはちょっとした気持ちの行き違いなどから、手が出た、または足が出たということで報告を受けています。不登校の事について、概ねこういったきっかけがある、といった括りはできません。それぞれのケースについてどのような背景があるのか、学業上のことなのか家庭的なことなのか友人関係のことなのか、またはそれ以外のことなのか、できるだけ多くの背景を集めて学校の関係者だけでなくSCやSSWなども連携しながらアセスメントをしていきます。その中でその児童生徒が1番強みとできることをきっかけにして再登校そして教室復帰が出来るようにケース会議をしていくという状況です。

委員

警察署や少年センターからの報告について、非行が県の方では順調に減ってきているのに近江八幡市では減ったり増えたりということで、それが少年人口と関連しているわけでもありません。この背景的な部分として私が思いますのは生活環境、特に経済的な面で生活困窮化が近江八幡市は特に進んでいるのではないのでしょうか。ひとり親家庭など経済的な面が影響しているのではないかと思われそうですが、その点を警察署、少年センターはどのように分析していますか。

委員

万引き事案等であれば、ご飯を食べてないと言う話も出たりするのですが、警察としてどうしたら良いかという、身柄受けしたご家族に対して経済的なことを告げるぐらいしか対応はできません。説明はさせていただくが経済的な話、家庭支援の話となると警察は難しいです。

委員

生活困窮といいますと援護課と連携させていただいています。現在支援している子どもたちの中で両親はいるのですが、親御さんが特性を持っていて、こちらの方が就労に関して難しく、経済的なことも含めてうまくいっていないケースがあります。その中で虐待または虐待に近いことも事案としてあります。

先ほどお話ししてもらいましたが、生涯学習課からの進捗状況を聞いていますと、実際コロナ禍もあってなかなか進んでいないということでした。私は子ども・若者支援地域協議会が生涯学習課の主管になったのはその名前だけだったのかな、というがった見方をしています。私たちが就労につながる無職の子どもたちを支援する時に裏に虐待があると、子ども家庭相談室と連携をします。障がい福祉課とも連携をします。援護課も先ほど言いました。ほとんど市長部局の方と連携をします。ケース検討会も我々少年センターが入って、そこには生涯学習課はいません。来るなら学校教育課です。私はそういう意味では生涯学習課が主管であるというのはどうかかなと思っています。進んでいないということでしたらもう一度主管課について検討すべきです。より効率的な総合的な相談窓口が必要となるので、そこでアセスメントをしっかりと、コーディネートしていただきたいです。その中に少年センターが入っていくことが当然必要だと思います。

市長

私の方から回答申し上げたいと思います。横串を通すのです。生涯学習課というのは私が申し上げています。なぜ生涯学習課と申しますと、それぞれ所管課において所管課の業務というものを持っています。そこで取りまとめていくというのは極めて難しいと私は思っています。したがって横串を通すためには生涯学習課がしっかりと、名前はともかく、やっていたかかないといけません。所長には申し訳ないがそれぞれの所管課、それぞれの所管がおりますからそこで取りまとめていくという形よりも、私は生涯学習課であるべきだと思っています。そこが横串を通せる、一番物が見える、そこが持ってないからこそものが見えるということがあります。生涯学習課が日常の延長線上でないとここで引き続きしっかりとやっていっていただきたい。

委員

市長のリーダーシップの下で、早急に、具体的に子ども・若者支援地域協議会を立ち上げて事業を構築していただければと思います。

市長

業務は日常の延長線ではないので、会議を行ったり物を並べていくというのではなく、新しいことを手がけていくというのが仕事だと思います。よろしくお願いします。

委員

ひとり親家庭の具体的な対応については聞かせていただきましたが、ひとり親ではない、両親がいる中で母親について孤立させない支援とはどのようなものでしょうか。

委員

子ども健康部は0歳から18歳までの子どもに関する所管を担っております。子ども支援課、幼児課、発達支援課があります。入り口として妊娠する前からということで健康推進課が関わっています。母親を孤立させないため、両親ともども子育てにしっかり向き合ってもらおう、という意味で妊娠前、妊娠中も学習会・研修会をさせてもらって、夫婦として子育てに向き合うトレーニングをさせてもらっています。また誕生後も、特に第一子にかかわるためのBPプログラムを子ども支援課でさせてもらっています。健康推進課では保健師や助産師による新生児訪問や乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)の結果で、養育支援家庭訪問を実施し育児不安の問題等に対応しリスクを持つ家庭への早期介入支援により虐待等を未然に防ぐよう取り組んでいます。子育て世代包括支援センターでは、相談に対応し必要な支援を調整して提供しています。子ども支援課では、子どもセンター、子育て支援センター等で就学前の子どもがおられる家庭のいろいろな悩み等の相談に対応します。来年度に向けて、子どもの発達課題の早期発見とそれを家族に受容していただき、支援につながるための様々な工夫を関係機関とさらに進めていきたいと考えています。

委員

子どもたちの問題を皆でどう考えるか、社会全体で誰もが関わっていくべき時代となってきました。社会福祉法の改正により、今まではそれぞれの部署で問題解決に取り組んでいたが、重層的、複層的にとらえていこうということになりました。制度として生活困窮者への貸付制度があり、コロナ禍で条件緩和されてこともあって現

在900件ほどの貸付があります。1所帯当たり200万～300万の貸付が可能になります。在日外国人の方はそのうち200世帯ほどです。貸付時のチェックがあまり機能せず、住所変更を繰り返しながら債務を重ねるという事例も聞いています。日本語がほとんどできない方が多いので将来的に借金返済に行き詰まる家庭が続出するのではないかと危惧しています。生活の困窮が確実に子どもに及び、その結果、今こちらで話し合っているような事態がたくさん生じてくると考えています。生活基盤をどうしていくか、様々な視点を持って総合的に取り組んでもらいたいです。

(指を立てるポーズ)について、先生方をご存知ですか。こういうところからいじめの問題等は芽吹いていくので学校現場は特に目を光らせて、わずかなことにも気づく必要があると思います。

民生委員さん、主任児童委員さんが学校で協議に臨まれる時、不登校や課題のある子どもの話が出てくる場合に情報の共有がほぼできていないという現実があります。民生委員は特別職の地方公務員ですので、情報開示をする相手として指定されているので、そういった事例に臨んだ時に情報共有をしていただきたいです。

委員

皆さんの話を聞かせていただいて、昔とは変わってきているんだなど。インターネットなどで情報があふれている現代においては、昔とは問題の内容が変化してきていると感じています。関係機関の横のつながりがますます大切になってくるので、問題となっているインターネットを逆に利用して何か発信できることはないかなと思います。

議長

以上を持ちまして本日の議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局

閉会に当たり、本協議会副会長の日岡教育長がご挨拶を申し上げます。

副会長

(閉会挨拶)

熱心な協議、ありがとうございました。貴重なご意見、ご提言については今後大いに参考にさせていただいて青少年の健全な育成に役立てていきたいと思っています。今後ともご支援をお願いします。特に各委員からご指摘のあった子ども・若者支援地域協議会については、昨年この場で決定されており、実は委員のみならず市議会議員も心配されており、議会での質問もありました。それについて、先ほどの生涯学習課長が回答したような内容でお答えしました。その中でありましたすでに設置している4市について、生涯学習課を中心に進めているところ、福祉を中心に進めているところ、等々ありますが、「とりあえずやってみよう」というスタンスでいいと思います。コロナ禍で進まない、というのは言い訳にならないと思います。次年度の第一回青少年問題協議会が9月末に開催されますので、そこで実績を報告できることを目標に進めていただきたいと思っています。委員の皆様についてはほとんどが再任していただけると思うのですが、いろんな分野から子どもたちを支えていかなければならないと思いますので、ぜひその際にはご支援ご協力をお願いします。長時間ありがとうございました。いただいたご意見を参考にして頑張らせていただきますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上、会議は終了した。